

事 務 連 絡  
令和 8 年 5 月 2 9 日

各都道府県 水防主管部局長 殿  
砂防主管部局長 殿  
津波主管部局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長  
砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室長

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きの  
改定等について（通知）

平素より国土交通行政にご高配賜りお礼申し上げます。

避難確保計画の作成や避難訓練の実施は、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために重要であり、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）及び津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）において、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成等が義務付けられています。

このため、施設管理者等による避難確保計画の充実と避難の実効性確保の取組に繋がるよう、「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」（以下「本手引き」という。）を令和 4 年 3 月 28 日付け国水環防第 29 号、国水砂第 515 号により管内市町村への周知をお願いしたところです。

このたび、「新しい防災気象情報」の運用開始に伴い、レベル 4「危険警報」の新設及び河川氾濫に係る特別警報の新設がなされたこと等に対応するため、令和 8 年 5 月に本手引きを改定いたしましたので通知いたします。つきましては、本手引きについて貴管内市町村に周知をお願いいたします。なお、HP には令和 8 年 3 月版を掲載しておりますが、追って令和 8 年 5 月版に更新いたします。

- 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（令和 8 年 5 月）」  
の掲載ページ（予定）

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【問い合わせ先】

○国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室

課長補佐 田中（内線 35439）

避難確保支援係長 今江（内線 35458）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室

企画専門官 三道（内線 36152）

地震対策係長 小島原（内線 36154）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610